

高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、便利で快適なバスの待合環境の整備に係る公共交通事業者や地域コミュニティ協議会等の主体的な取組を支援し、もってバスの待合環境の向上ならびにバス交通の利用促進及び活性化を図るため、予算の範囲内で高松市バス待ち環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) バス待合所 路線バス事業者が運行するバスの路線の停留所における公衆用の待合施設であって、待合室（トイレを含む。）、上屋、ベンチ等の施設をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 路線バス事業者
- (2) 地域コミュニティ協議会
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項各号に掲げる者のうちの2者が連携して事業を実施する場合は、2者を補助対象者とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる事業の開始前に、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付申

請書（様式第 1 号又は様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第 3 号又は様式第 4 号）
- (3) 現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、高松市バス待ち環境整備事業交付決定通知書（様式第
5 号又は様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第 7 条 申請者は、補助事業に着手したとき、及び当該事業が完了したときは、
直ちに高松市バス待ち環境整備事業着手届（様式第 7 号又は様式第 8 号）及
び高松市バス待ち環境整備事業完了届（様式第 9 号又は様式第 10 号）を
市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第 8 条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、
速やかに次の手続をしなければならない。

- (1) 第 5 条に規定する書類の内容又は記載した事項を変更しようとする
ときは、あらかじめ高松市バス待ち環境整備事業補助金変更交付申請書
（様式第 11 号又は様式第 12 号）を市長に提出し、その承認を受けるこ
と（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事
業中止（廃止）申請書（様式第 13 号又は様式第 14 号）を市長に提出し、
その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難にな
ったときは、市長に報告してその指示を受けること。

2 前項第 1 号及び第 2 号の場合においては、第 6 条の規定を準用する。

（実績報告）

第 9 条 申請者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含

む。)は、その完了の日から起算して20日以内に高松市バス待ち環境整備事業実績報告書(様式第15号又は様式第16号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第17号又は様式第18号)

(2) 工事完成写真

(3) 工事代金の支払が確認できる書面(領収書等)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付指令書(様式第19号又は様式第20号)により申請者に通知し、交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業の着手前又は完了前に高松市バス待ち環境整備事業補助金概算交付指令書(様式第21号又は様式第22号)により申請者に通知し、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

(補助金等交付規則の適用)

第11条 書類等の整備及び検査等については、高松市補助金等交付規則(昭和54年高松市規則第12号)第10条及び第12条の規定を適用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助金の交付の対象となる事業	バス待合所の新設又は更新に係る事業（事業費が10万円以下のものを除く。）
補助金の交付の対象となる経費	<p>事業に直接要した経費（土地の取得又は賃借に係る経費を除き、バス待合所1箇所につき、100万円を限度とする。）ただし、バス待合所の整備をしようとする停留所が次のいずれかに該当する場合の限度額は、当該額にそれぞれ50万円を加算した額とする。</p> <p>（1）多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる集約拠点（広域交流拠点又は地域・生活交流拠点）に位置する場合及び方面の異なるバス路線相互の乗換え（結節）拠点と認められる場合</p> <p>（2）1日当たりの利用者が30人以上の場合</p>
補助率	補助金の交付の対象となる経費の1/2以内〔補助金の交付の対象となる経費の2/3以内〕

備考 [] 内は、整備するバス待合所が、次のいずれかに該当する場合とする。

- （1）多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる集約拠点（広域交流拠点又は地域・生活交流拠点）に位置する場合
- （2）方面の異なるバス路線の相互乗換え（結節）拠点と認められる場合
- （3）1日の利用者数が30人以上の場合
- （4）地域コミュニティ協議会が補助対象者である場合（第4条第2項の規定により2者が連携して行う事業の場合を含む。）
- （5）市長が特に必要と認める場合

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ④
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 補助申請額	円
2 停留所名	
3 事業の内容	
4 着手・完了 予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類
6 その他	

様式第2号（第5条関係） （申請者が2者の場合）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ⑩
 （個人にあつては、住所及び氏名）

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ⑩
 （個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて、申請します。

1	補助申請額 うち（申請者名）の申請額 うち（申請者名）の申請額	円 円 円
2	停留所名	
3	事業の内容	
4	着手・完了日 予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5	添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書（様式第4号） (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類
6	その他	

年 月 日

様

高松市長

高松市バス待ち環境整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

1 交 付 年 度	年度
2 停 留 所 名	
3 補助金の交付予定額	円
4 交 付 条 件	<p>(1) この補助金は、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 事業に着手したとき、及び当該事業が完了したときは、直ちに着手届及び完了届を提出してください。</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認または指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。 イ 中止し、または廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。</p> <p>(5) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(7) 高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p>

年 月 日

様
様

高松市長

高松市バス待ち環境整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

1	交 付 年 度	年度
2	停 留 所 名	
3	補 助 金 の 交 付 予 定 額	(内訳) 様 円 様 円 様 円
4	交 付 条 件	<p>(1) この補助金は、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 事業に着手したとき、及び当該事業が完了したときは、直ちに着手届及び完了届を提出してください。</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認または指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。 イ 中止し、または廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。</p> <p>(5) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(7) 高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p>

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地

名 称

代表者氏名

㊟

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業着手届

次のとおり補助事業に着手したので、高松市バス待ち環境整備事業補助金
交付要綱第7条の規定によりお届けします。

1 停 留 所 名	
2 交 付 決 定 年 月 日 及 び 発 送 番 号	高 年 第 月 日 号
3 補 助 事 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 着 手 年 月 日	年 月 日
5 備 考	

様式第8号（第7条関係） （申請者が2者の場合）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

届出者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業着手届

次のとおり補助事業に着手したので、高松市バス待ち環境整備事業補助金
交付要綱第7条の規定によりお届けします。

1 停 留 所 名	
2 交付決定年月日 及び発送番号	高 年 月 日 第 第 号
3 補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 着手年月日	年 月 日
5 備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地
名 称
代表者氏名 ④
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業完了届

次のとおり補助事業が完了したので、高松市バス待ち環境整備事業補助金
交付要綱第7条の規定によりお届けします。

1 停 留 所 名	
2 交 付 決 定 年 月 日 及 び 発 送 番 号	高 年 第 月 日 号
3 補 助 事 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 完 了 年 月 日	年 月 日
5 備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

届出者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業完了届

次のとおり補助事業が完了したので、高松市バス待ち環境整備事業補助金
交付要綱第7条の規定によりお届けします。

1 停 留 所 名	
2 交付決定年月日 及び発送番号	高 年 月 日 第 第 号
3 補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 完了年月日	年 月 日
5 備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ④
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項第 1 号の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 停 留 所 名	
2 変 更 し た 事 業 の 内 容	
3 変 更 後 の 着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添 付 書 類	(1) 変更事業計画書 (2) 変更後の収支予算書（様式第 3 号） (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類
5 備 考	

様式第12号（第8条関係）（申請者が2者の場合）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第8条第1項第1号の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 停 留 所 名	
2 変 更 し た 事 業 の 内 容	
3 変 更 後 の 着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添 付 書 類	(1) 変更事業計画書 (2) 変更後の収支予算書（様式第4号） (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類
5 備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業中止（廃止）申請書

次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

1 停 留 所 名	
2 交 付 決 定 年 月 日 及 び 発 送 番 号	高 年 月 日 第 号
3 中 止（ 廃 止 ） の 理 由	
4 中 止（ 廃 止 ） 年 月 日	年 月 日
5 備 考	

様式第14号（第8条関係） （申請者が2者の場合）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業中止（廃止）申請書

次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により申請します。

1 停 留 所 名	
2 交 付 決 定 年 月 日 及 び 発 送 番 号	高 年 月 日 第 号
3 中 止（ 廃 止 ） の 理 由	
4 中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
5 備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ⑩
 （個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた
 補助事業について、次のとおり高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱
 第 9 条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補 助 金 の 額	
2 停 留 所 名	
3 交 付 決 定 年 月 日 及 び 発 送 番 号	高 第 年 月 日 号
4 着 手 ・ 完 了 日 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添 付 書 類	(1) 収支決算書（様式第 1 7 号） (2) 工事完成写真 (3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書等） (4) その他市長が必要と認める書類
6 備 考	

様式第16号（第9条関係）（申請者が2者の場合）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市バス待ち環境整備事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた
補助事業について、次のとおり高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱
第9条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補助金の額	
2 停留所名	
3 交付決定年月日 及び発送番号	年 月 日 高 第 号
4 着手・完了日 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書（様式第18号） (2) 工事完成写真 (3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書等） (4) その他市長が必要と認める書類
6 備考	

様式第17号（第9条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

様式第18号（第9条関係）（申請者が2者の場合）

収 支 決 算 書

申請者名 _____

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

申請者名 _____

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

様式第19号（第10条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市バス待ち環境整備事業に対し、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次の条件を付けて、補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地検査をします。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第20号（第10条関係） （申請者が2者の場合）

高松市指令 第 号

様
様

年 月 日付けで申請のあった高松市バス待ち環境整備事業に対し、
高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次
の条件を付けて、補助金として 円（内訳） 様
円、 様 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地検査をします。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第 2 1 号（第 1 0 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市バス待ち環境整備事業に対し、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、次の条件を付けて補助金として 円を概算交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認または指示を受けなければなりません。
 - (1) 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）
 - (2) 中止し、または廃止するとき。
 - (3) 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- 3 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または補助事業等の執行状況について実地検査をします。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 この補助金は概算払であるので、事業終了後、実績に基づき精算をし、交付した補助金が確定した補助金等の額を超えていた場合は、その差額を直ちに返還しなければなりません。
- 6 高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第 2 2 号（第 1 0 条関係） （申請者が 2 者の場合）

高松市指令 第 号

様
様

年 月 日付けで申請のあった高松市バス待ち環境整備事業に対し、
高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、次
の条件を付けて補助金として 円（内訳） 様
円、 様 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認または指示を受けなければなりません。
 - （1） 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）
 - （2） 中止し、または廃止するとき。
 - （3） 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- 3 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または補助事業等の執行状況について実地検査をします。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 この補助金は概算払であるので、事業終了後、実績に基づき精算をし、交付した補助金が確定した補助金等の額を超えていた場合は、その差額を直ちに返還しなければなりません。
- 6 高松市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。